

第30回芦屋市入札監視委員会議事概要

(様式第2号)

第30回 芦屋市入札監視委員会 議事概要

日 時	平成27年5月28日(木) 15:00~17:00
場 所	南館4階 第一委員会室
出席者	委員長 松山 治幸 委員 小島 幸保 委員 富田 智和 事務局 岡本副市長 佐藤総務部長 宮崎契約検査課長 高松総務部主幹(検査担当課長) 森本建築課長 西村道路課長 岩崎下水道課長 契約検査課職員
事務局	総務部 契約検査課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人(一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告(平成26年度下半期執行分)
- ② 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告(平成26年度下半期執行分)
- ③ 随意契約サンプリング調査結果報告(平成26年度第3四半期・第4四半期調査分)
- ④ その他
 - ・芦屋市での入札不調・不落の状況について
 - ・3号随意契約について

2 提出資料

- 資料(1) ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 平成26年度下半期
(平成26年10月1日~平成27年3月31日)
- イ 契約検査課所管公共工事入札状況 参加業者・落札業者区分別一覧表
- ウ 契約検査課所管公共工事入札状況 予定価格段階別一覧表
- ①~④抽出事案関係書類(写し)
- 資料(2) 競争入札にかかる指名競争入札等の措置基準適用状況一覧表
(平成26年度下半期分)
- 資料(3) 随意契約サンプリング調査結果報告【第3・4四半期】
- 資料(4) 芦屋市入札状況 不調不落発生件数

資料（５）平成２７年度 特定随意契約発注見通し・障がい者就労施設等からの物品等の調達

第３０回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札契約状況の報告（平成２６年度下半期）

(事務局)

平成 27 年 1 月から 3 月までの入札は、工期が限られている、他工事が立て込んでいるという理由で入札辞退が増え、入札不調率は、平成 26 年 10 月から 12 月は 5.3%、平成 27 年 1 月から 3 月は 32.1%と 1 月以降は入札中止が多くなっています。これは、芦屋市に限らず全国的な傾向で、早めの発注が必要だと思われます。

(質疑・意見)

年度末までの工期が厳しいということですが、工期を長く設定すれば良いのではないですか？

(事務局)

単年度契約ですので、財政上の措置を講じなければ、基本的には全て年度末までの工期です。担当課は秋頃から工事を始める予定でも、前の工事が伸びるなどにより別途調整が必要になり、発注が遅れる場合があります。

(質疑・意見)

それに伴う芦屋市の不利益はないですか？

(事務局)

市民サービスが遅れるということです。

(質疑・意見)

この現象は芦屋市だけでなく、他の自治体もこういう傾向にあるのですか？

(事務局)

はい。なお、受注予定者は他自治体での大規模工事発注や公共工事発注見通しの公表内容から、そちらを優先また様子見しているとも聞いております。

(事務局)

昨年度、大阪市が「国と大阪市が同種、同規模の工事の入札時期が重なった場合、どちらを優先するか」という内容のアンケートを事業者向けに行った結果、「国を優先」が 44%、「大阪市の優先」が 56%でした。「国を優先」と回答した理由は、「採算が取れる」というものでした。「大阪市の優先」と回答した理由は、「工事場所が会社に近い」というものが一番多い回答でした。より採算が取れる工事は、大きい自治体という認識です。

(質疑・意見)

芦屋市は、抽選による決定が多発するため最低制限価格を事後公表に変えましたが、その結果はどうでしょうか。

(事務局)

公募型の案件を一例に申し上げますと、参加業者 23 社のうち最低制限価格未満での入札は 11 社、最低制限価格と同額が 1 社、それより高い金額が 11 社でした。最低制限価格以上、未満いずれの場合でも、僅差で並んでいます。以前のように最低制限価格を事前公表していると、最低制限価格で抽選になったのではないかと思います。最低制限価格を事後公表にしてから、最低

制限価格での抽選による決定は少なくなりました。

(質疑・意見)

色々な議論の結果、こういう形になったので。想定された結果だと思います。どう評価するかということは、検討していただきたいです。例えば総合評価落札方式の場合、技術点等を含めて評価します。金額が安いだけでなく、他の点数を考慮し、契約することがあります。一つの制度上の問題です。

(事務局)

最低制限価格を事前公表している自治体はほとんどありません。国は予定価格も事後公表です。阪神間では、本市と宝塚市は最低制限価格を事前公表していましたが、本市は昨年、宝塚市は今年度から最低制限価格を事後公表に変更しました。

(質疑・意見)

この件については、当委員会で議論しましたか？

(質疑・意見)

流れ的に事後公表にするべきではないかということでした。

(事務局)

汚職事件を防ぐためにいくつか作られた仕組みの一つとして、事前公表していました。当時は職員への働きかけは少しあったかもしれませんが、今は職員自らが毅然とした態度で対応するというのを背景として、事後公表に踏み切りました。これまでの流れが全て今に生かされています。

(質疑・意見)

色々な要素を考えて今の制度があります。最低制限価格の事後公表は、他市も同じ制度です。それ相応の成果があるということでしょう。

(質疑・意見)

上半期と下半期で比較すると、落札率は下半期が少し上がっています。

(事務局)

平成 24 年度から比較すると、平成 26 年度は全体的に上がっています。

(1) ①上宮川橋歩道部改良工事

(事務局)

公募型指名競争入札の案件です。歩道部分の橋をバリアフリーに架け替えする工事です。4 社応募があり、技術者不足、施工可能業者の見積りが揃わないという理由で 2 社が辞退し、2 社が応札しました。

(質疑・意見)

この工事は特に難しい工事ですか？

(事務局)

一般的な工事ですが、規模が小さい橋の割に、県道に接しているための車線規制、水道管が複数走っているため、手間が必要な工事です。

(質疑・意見)

車両規制や水道管の理由がありました。積算する際も当然これらの理由は勘案されていますね。

(事務局)

はい。公募型指名競争入札の前に指名競争入札を行いました。1社以外の辞退により入札中止になりました。業者に聞き取りしたところ、標準歩掛では積算が合わないということがわかりましたので、上記の理由を勘案し、設計し直しました。

(1) ②市内一円公益灯LED化工事（その2）

(事務局)

最低制限価格の設定をしていない案件です。水銀灯をLEDに更新する工事です。電気代・電灯の交換手間の軽減を計っています。

(質疑・意見)

落札率が低かったので抽出案件としました。

(質疑・意見)

市内全てを取り換えるのですか？

(事務局)

いいえ、阪急以北のみです。平成26年度から5年計画で進めているものです。

(質疑・意見)

一気に取り替えている自治体もありますね？

(事務局)

一気に取り替えている自治体は、買取りではなくリース契約をしている自治体が多いです。平成24・25年度に兵庫県・神戸市・大阪府が取り替えましたが、LEDが10～15年での交換で、一気に交換するという方式のようです。平成26年度には、20年での交換になりました。今後も技術が進歩すると考えられますので、徐々に取り替える方が効率的だと思います。

(質疑・意見)

確かに技術は進んでいきます。LEDに換えることによって、地域住民も助かります。コストダウンの試算はされていますか？

(事務局)

はい。

(質疑・意見)

予定価格は落札価格の倍以上ですが、どこに差が生じるのですか？

(事務局)

通常県の歩掛や建設物価という資料を基に積算しますが、LED工事についてはまだ掲載されていませんので、メーカーから見積りを取ります。現在国内メーカーは3社のみです。その3社に見積提出依頼したところ、2社より見積提出がありましたが、定価でした。業者からの見積書は半額程度でした。材料単価が全く違うと考えられます。

(質疑・意見)

機器の指定はありますか？

(事務局)

はい。国内メーカーに限っています。外国産を使用すると錆びてくることがありますので、国内産に限り、長期的に使用できるようにしています。

(質疑・意見)

各業者で価格に開きがありますが。

(事務局)

製品取扱代理店の価格提示の差によるものと思われます。

(質疑・意見)

今後、他の場所での同種案件の際、今回の結果は予定価格のベースになりますか？

(事務局)

いいえ。複数業者から見積りを取り、平均単価を取ります。その際に担当者の恣意的な判断が入ってしまうのは良くないので、掛け率をかけていません。

(質疑・意見)

商社や卸業者から見積りを取ることはできないですか？

(事務局)

今はメーカーから取っています。

(質疑・意見)

LED化工事は初めてではありませんね？

(事務局)

まだ始めたばかりです。

(質疑・意見)

それでは今後は今回の実績を参考にして、芦屋市独自の予定価格を使いますか？

(事務局)

いいえ。最低制限価格の設定はしていません。最低制限価格を設定するのであれば、掛け率等を設けるべきかと思います。芦屋市全体として考えるべきだと考えます。

(質疑・意見)

定価と市の価格が見えてきています。見積りをうまく取れば、適正な価格で予定価格を設定できるのではないのでしょうか。定価でしか見積りを出さないということに違和感があります。仮に、予定価格付近の価格でしか応札されなかった場合を考えると、前向きに検討していただきたいです。

(事務局)

他市の事例を参考にしたいと思います。

(1) ③開森橋架替え工事に伴う下水管移設工事

(事務局)

開森橋架替え工事の施工業者と随意契約しました。

(事務局)

他業者が施工すると不要な工程が発生すること、同業者が施工すると経費が安くなるという理由で随意契約しました。

(質疑・意見)

開森橋を架け替えることにより、下水管の移設が必要だということは当初からわかっていたことではないですか？どうして本体工事に含めなかったのですか？

(事務局)

橋の工事は、渇水期に施工しなければいけません。まず渇水期中に基礎を作り、桁をかける必要があり、時間的に厳しく、本体工事のみ先に発注しました。発注後に下水管の調整があり、一括発注ができませんでした。下水管の移設が必要なことは当初からわかっていたのですが、基礎を打つ場所や深さによって異なってきます。その辺りを協議していく中で決定した工事です。本体工事をそこまで待てなかったということです。

(1) ④市立潮見中学校家庭科教室他改修及び既存校舎空調設備工事

(事務局)

潮見中学校給食棟建替工事の施工業者と随意契約しました。

特別教室棟の本館から設備の配管等があり、工事として本体工事と交錯する部分があります。同業者が施工すると経費が安くなります。

(質疑・意見)

同じ業者だからこそ、効率が上がるということですね。給食室の工事はいつ着手したのですか。

(事務局)

平成26年9月に着手しました。

(質疑・意見)

本体工事契約後に必要になった工事ですか？

(事務局)

教育委員会より依頼を受け、別途設計を進めておりました。予算等の関係で当初工事の際に同時発注できませんでした。

(質疑・意見)

予算繰越手続によって、予算の調製をされたのですか？

(事務局)

予算内に収まるように、設計内容も合わせています。

(質疑・意見)

全体的に随意契約の件数は多いですか？

(事務局)

そうでもないです。

(事務局)

感覚的には6号随意契約は増えているかもしれません。橋の工事など限られた期間にしか施工できないことがあります。大規模工事がここ数年頻発しており、設計態勢に無理があるため、後程追加工事で発注するという随意契約が増えていると思われます。

(事務局)

随意契約をどこまで認めるかという話です。

(事務局)

議会案件については、工事を中断して議会を待たなければいけないということもあります。

(事務局)

機械プラント系の工事は、設備した業者でなければ改修ができませんので、随意契約を全くな

くすということは難しいと思います。

(質疑・意見)

プラント系はよくある話です。だからといって、全て随意契約をすればいいということでもないでしょう。限られた時間内にしなければいけないことや、限られた予算との関係など、随意契約しなければいけない理由を、もう少し詳しくするべきだと思います。

(2) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（平成 26 年度下半期執行分）

(事務局)

平成 26 年度下半期に 8 社指名停止措置を行いました。その中で、芦屋市と契約中の業者はありませんでした。

(3) 随意契約サンプリング調査結果報告（平成 26 年度第 3 四半期・第 4 四半期調査分）

(事務局)

130 万円未満の随意契約（契約検査課合議分を除く）を調査しました。結果、工種が土木・建築であるが故に個別契約とする工事発注がありました。内容から不可分工事ではなく適切な契約であったので問題はありますが、受注者が同一である点から合併発注するとスケールメリットにより安価に契約できる可能性がありました。

また、事務部門所掌課において的確な設計図書によらない工事発注がありましたので、技術職員による指導を仰ぐよう指導しました。

(4) その他

①芦屋市での入札不調・不落の状況について

(事務局)

工事の不調・不落の発生率は平成 25 年度より 4%程度減少しています。平成 27 年 1 月以降不調が増えています。工種ごとの発生率は、あまり変化はありません。阪神間でも不調の発生率は高いようです。例えば 12 社指名した場合でも、応札者数が増えるという訳ではなく、不調の発生率は 22%でした。指名業者数が多い案件の方が、かえって不調の発生率が高くなりました。市内業者と市外業者では差はありませんでした。

(質疑・意見)

工事の不調は、平成 25 年度より少し減少しましたね？

(事務局)

はい。工事は減少しましたが、業務委託の不調が増えました。平成 27 年 1 月以降は、それまでに請け負った業務で手いっぱいなのではないでしょうか。

(質疑・意見)

不調・不落は、工事が遅れ、遅れることにより予定価格が上がってしまう、消費税率が変わるということがあるようです。こういったことが、芦屋市にとってどれぐらいの不利益になりますか？正確に算出することは難しいと思いますが、経済的におよそどれぐらいの損害があるのかということを検討するべきだと思います。更に、こういう現象が起きる原因は、社会の仕組み、一般的な傾向等が考えられますが、芦屋市の内部で何かをすることにより、こういった現象を避

けられることがあるのではないのでしょうか？

(事務局)

市内業者は技術者数が少なく、1件請け負えば他工事に応札できません。市内業者のみの指名を止め、市外業者を混在させると競争性が高くなり、金額も安くなります。しかし一方で、市内業者の育成の問題があります。

(質疑・意見)

市内業者の育成に関しては、他市でも同じですか？

(事務局)

西宮市や尼崎市は市内業者数も多いですが、芦屋市は市内業者数が少ないです。そこが芦屋市の悩みどころです。

(質疑・意見)

市内業者の育成のためもありますが、必ずしも今の方法が良いかという、そうではないという意見もあるでしょう。

(事務局)

市内業者のみで入札する場合、不調になることが多いです。不調になると事務処理が増えます。

(事務局)

大阪市の辞退理由は、技術者不足、発注時期が集中していることでした。発注時期が一番の要因かと考えます。発注時期を前倒しすることで、少し解決するのではと個人的には感じます。

(質疑・意見)

発注時期を前倒しするために事務処理をすることは、難しいことではないですね？

(事務局)

難しいことはありませんが、予算の関係もあり、その理由のみで時期を前倒しすることは、望ましいことではありません。

(質疑・意見)

全国で何か良い対策を取っている自治体があるかもしれません。

(事務局)

小規模工事において現場代理人・主任技術者の兼任を今以上に緩和すれば、不調を避けることにつながるかもしれません。

(質疑・意見)

奈良市では、入札に参加してもらえる仕組みづくりとして、経験の浅い技術者を育成するという対策を取っています。優先順位の高い工事から前倒ししています。

②3号随意契約について

(事務局)

市域が狭いこともあり、3号随意契約の対象に該当する業者はあまりありません。

以 上